

# 重要事項説明書

## (介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援)

あなた（以下、「利用者」という）に対する介護予防ケアマネジメント・介護予防支援（以下「介護予防支援等」という）の提供開始にあたり、事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 地域包括支援センターの概要

#### (1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	王寺町地域包括支援センター
所在地	〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号
事業者指定番号	奈良県 第2903200018号
サービス提供地域	王寺町内全域

#### (2) 事業所の職員体制等

管理者 1名

他、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師 各1名

#### (3) サービス提供時間

平日（月曜日～金曜日）午前8時30分から午後5時15分

土曜日、日曜日、祝祭日は休みです。

(注) 年末年始（12/29～1/3）は「祝祭日」の扱いとなります。

### 2 事業の目的及び運営方針

(1) 「介護予防支援等」は介護保険法等の関係法令等に基づき、当該担当地域内に居住する利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

(2) 利用者の心身の状況や環境に応じた、適切な保健・医療・介護・福祉サービスが利用者の選択に基づいて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、適切なサービス計画書を作成するとともに当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者および関係機関等との連絡調整、その他必要な便宜を提供します。

### 3 サービス利用対象者

(1) 要支援認定を受けた方。

(2) 事業対象者（基本チェックリストでサービス利用の必要があると判断された方）。

(3) 町内の住所地特例施設入所者で、(1)(2)に該当する方。

### 4 サービスの種類

(1) 介護予防サービス（予防給付）のみの利用者には、介護予防支援を行います。

(2) 介護予防・日常生活支援サービス事業（総合事業）の中で、指定事業者によるサービスの利用者には、介護予防ケアマネジメントにおける介護予防ケアマネジメントAを行います。

- (3) 介護予防・日常生活支援サービス事業(総合事業)の中で、指定事業所以外の多様なサービスの利用者には、介護予防ケアマネジメントにおける介護予防ケアマネジメント Bを行います。
- (4) 介護予防・日常生活支援サービス事業(総合事業)の中で、住民主体型サービスまたはその他の生活支援サービスのみの利用者には、介護予防ケアマネジメントにおける介護予防ケアマネジメント Cを行います。

## 5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の内容と方法

- (1) 内容(手続)の説明及び同意  
重要事項説明書を交付、説明し同意を得た上で所定書類に必要事項を記載して頂き、王寺町福祉介護課へ届出します。
  - (2) 契約締結  
業務内容等を説明し、契約を締結します。
  - (3) 課題分析(アセスメント)の実施  
利用者宅を訪問し、利用者及び家族と面談により適切なアセスメント(利用者の解決すべき課題の把握)を実施します。
  - (4) サービス計画書原案の作成  
利用者が目標とする生活についてサービス計画原案を作成します。
  - (5) サービス担当者会議の開催  
サービス計画原案に対してサービス担当者会議を開催し、利用者および家族、関係者から原案に対する意見を聴取します。
  - (6) サービス計画の交付  
サービス計画について利用者及び家族の同意を得た後、サービス計画を利用者及び家族に交付します。
  - (7) サービス提供  
介護予防サービス事業者に対し、サービス計画に基づき適切なサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
  - (8) 状況把握(モニタリング)および給付管理の実施
    - ①指定介護予防サービス事業者等に対しては、サービス計画に基づき個別サービス計画の提出を求めます。
    - ②サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、あなたのお宅を訪問し面接させていただきます。また、サービスの実施状況等に関する報告を指定介護予防サービス事業者等から月に1回聴取します。  
また、利用者の同意を得た上で以下の要件を満たした場合、テレビ電話装置等でのモニタリングを行うことを可能とし、少なくとも6月に1回は利用者宅を訪問します。
- サービス担当者会議等で次にあげる事項について主治医や担当者等からの合意を得ていること
- ・利用者の心身状態が安定していること
  - ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通ができること
  - ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者か

ら提供を受けていること

- ③なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ずあなたのお宅を直接訪問して面接を行います。
- ④毎月、指定介護予防サービス等の利用を確認し、給付管理票を作成し、奈良県国民健康保険団体連合会に提出します。

(9) 介護報酬の請求

介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

(10) 評価の実施

サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接を行い、サービス計画書の達成状況について評価します。

(11) 要介護認定等の申請に係る援助

利用者の要支援認定の更新や状態変化に伴う要支援認定又は要介護認定の申請および区分変更申請が円滑に行えるように援助します。

※なお、介護予防ケアマネジメント B については、(5) を省略することもできます。また、介護予防ケアマネジメント C については、サービス計画書原案の提示に代わり、ケアマネジメント結果交付を行い(5)(6)(8)については省略できることとなります。ただし、利用者の状況に変化があった際は適宜サービス提供者等から連絡を受ける体制を確保して支援を行います。

6 業務の委託

あなたの同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名等は別途お知らせします。また、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は委託先の担当職員が窓口になります。

7 料 金

(1) 利用料

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援については、介護保険制度から全額給付されるので利用者の自己負担はありません。

(2) その他の費用

町内に関しては、交通費、申請代行手数料は無料です。ただし、介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払が必要となる場合があります。

8 利用の解約等

利用者は、事業所に対して文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

9 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

あなたに対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、あなたやあなたの家族の原因により発生

したものについては、この限りではありません。

#### 1 0 ハラスメント行為について

王寺町は、介護支援専門員の働きやすい環境を守り、推進していく観点から、セクハラ・パワハラ等のハラスメント行為につきまして、「ハラスメントは、絶対に許されない行為です。」という姿勢で対応いたしますので、ご理解とご了承をお願いいたします。なお、以下のようなハラスメント行為が、利用者やその家族から介護支援専門員に対してあった場合は、契約を解除する場合があります。また、行為の内容により、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

##### (1) 身体的暴力

身体的な力を使って、危害を及ぼす行為。  
(介護支援専門員が回避したため危害を免れたケースを含む)

##### (2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

##### (3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

##### (4) その他ハラスメント行為と認められる行為

#### 1 1 感染症の予防及びまん延防止について

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

#### 1 2 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

#### 1 3 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないが、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

#### 1 4 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

王寺町役場内 ・福祉介護課 介護保険係 ・地域包括支援センター	所在地 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号 電話番号 0745-73-2001 FAX番号 0745-73-6311 対応時間 平日月曜日から金曜日8:30~17:15
---------------------------------------	--

奈良県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	橿原市大久保町302-1
	電話番号	0744-21-6811
	フリーダイヤル	0120-21-6899
	FAX番号	0744-21-6822
	担当課	介護保険係
	利用時間	平日月曜日から金曜日 9:00～17:00

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者・説明者 王寺町地域包括支援センター 印

事業者・説明者 \_\_\_\_\_ 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

(利用者) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

[ 代理人  
氏 名 ]